

温泉法に基づく温泉掘削等許可について

[大阪府環境審議会温泉部会報告書]

大阪府環境審議会温泉部会長

平成29年2月23日に知事から諮問があった温泉法第32条に定める事項について、同日に温泉部会を開催し、審議を行った。

審議の結果、同日付けで答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第7項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

平成28年度第2回大阪府環境審議会温泉部会
(平成29年2月23日 場所：ホテルプリムローズ大阪)

	申請地	申請者	答申内容
温泉掘削	大阪市西淀川区野里二丁目234番2	中村 久光	本申請については、600メートル以深にストレーナを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。
温泉掘削	大阪市此花区桜島一丁目511-1	株式会社武蔵野	本申請については、600メートル以深にストレーナを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。
温泉動力装置	八尾市幸町六丁目34番2	吉長 チエ子	本申請については、許可することに支障ないものと認める。

計3件